

**前月 20 日までに所定の年休申込に診断書が必要？！**

**25 日の勤務発表で確定した年休に診断書が必要？**

**会社の勝手解釈による診断書強要に強く抗議する！！**

組合員は翌月の入院・加療のため、25日の勤務確定前の8日間にわたり、前月の20日までに通常の年休申し込みを行いました。

すると会社から「傷病で5日以上休養する場合は診断書が必要」と言われました。しかし、会社は組合員から「なぜ必要なんですか？」との質問に答えられず、勤務確定後の5月30日になって「就業規則56条2に書いてあります」と言って診断書の提出を強要してきました。

確かに、会社が根拠とした就業規則第56条2には「社員が傷病により継続して5日を超えて欠勤する場合は、休養見込期間を記載した医師の診断書を添えて提出しなければならない。後略」と書かれてはあります。

しかし、前月20日までに通常に申し込んだ年休が欠勤扱いになるのでしょうか？

就業規則には「第53条(8)「欠勤」とは、正規の労働時間の全部又は一部を欠く場合をいう。」と書いてあります。

有給休暇(年休)が正規の労働時間の全部又は一部を欠くことになるのでしょうか？

もしも欠勤なら賃金カット(無給)にならなければ理屈が合わなくなります。

また、年休の請求手続きでは「第76条 社員は、毎月20日までに翌月分の年休使用日を、年次有給休暇申込簿に所定事項を記入のうえ、会社に届け出ることとする。」と書いてありますが、診断書の提出はうたってありません。なぜ診断書の提出が必要なのでしょう？

**診断書は無料ではありません。**

**病院まで行く時間もお金も掛かります。**

**にもかかわらず、会社は診断書のコピーを取るだけです。何に使うのでしょうか？**

**診断書を返してもらっても使い道がなく、個人的には全く無駄です。**

**会社は社員の言っていることが全く信用できないということなのでしょう！！**

**入院のために有給休暇(年休)を取得するためは無駄なお金が必要ということです。**

**こんな事を許していいのでしょうか？**